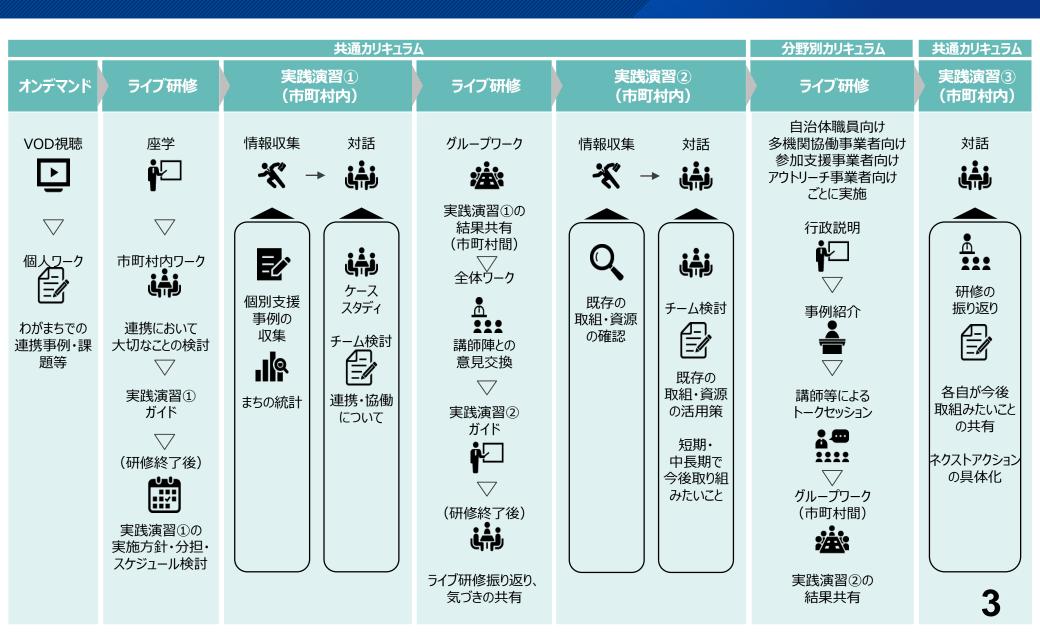
## 都道府県の情報交換会



## <全体の流れ>

- 研修の全体像、目的や参考資料について説明
- 自己紹介
- 後方支援事業について説明
- 各都道府県で行っている後方支援について情報交換
- 令和5年度予算
- まとめ

## 本研修(基礎編)の全体像一研修の流れ



## 本研修(基礎編)の目的と参考資料について

## <目的>

- 各都道府県で実施している後方支援について情報交換し、今後の取り組みに活かす。
- 都道府県同士のネットワークを構築する。

## <参考資料の活用について>

- 連携がうまくいった事例集
- 連携の"もやもや集"
- 包括的支援に活かせそうな地域資源集

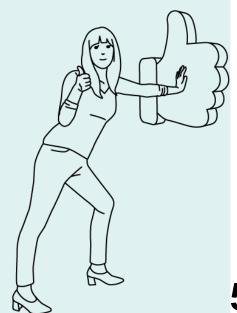
### 自己紹介タイム

## <自己紹介>

- ご当地もしくは、ご自身の自慢バナシも一言添えて、 都道府県名と、代表者の方の自己紹介をします。
  - ※ひとり30秒程度でお願いします

## **くポイント>**

- 画面をONにしましょう。
- 拍手や、リアクションボタンにて 反応をしましょう。



# 重層的支援体制整備事業における 都道府県の役割について



## 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(令和元年12月26日)抄

- IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤
- 4 都道府県及び国の役割 (都道府県の役割)
- 市町村における包括的な支援体制の構築を促進するため、広域自治体である都道府県は、管内自治 体の実情に応じて、
- ・ 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援
- 市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり
- 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応 などの役割を担うことが考えられる。
- <u>市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援</u>としては、管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援、管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信が考えられる。
- **市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり**としては、包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員のバーンアウトを防止するために、支援員同士や管内自治体相互のネットワークを作り、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うことが求められる。

## 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(令和元年12月26日)抄

- <u>広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応</u>としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業(スーパーバイズを行う事業)の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。
- 特に、小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、都道府県によるきめ細かな 支援が必要である。また、本人や世帯の状況に合わせた多様な支援の実施が求められる参加支援については、生活困窮者自立支援制度の実践で見られるように、当該市町村と意見交換しながら、事業の 共同実施の調整や、都道府県への事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

## 市町村の包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 今回、社会福祉法に重層的支援体制整備事業が創設されることを受けて、国及び**都道府県の責務** (社会福祉法第6条第3項)として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な 支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定したところ。
- 具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、①都道府県が実施している相談支援等の機能と、市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合的な課題を有する者の包括的な支援体制の充実が図られること、②市町村の事業実施を推進するための後方支援を行うことが期待されるところ。

### 【参考】社会福祉法 ※R2改正(R3施行) (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 第六条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備 その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の 推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連 施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び<u>都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に</u> 規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供さ れる体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行 わなければならない。

### 都道府県の役割について(地域の実践や有識者意見から見えてきたこと)

### ● 専門的なバックアップ機能

・ 専門家(地元の学識経験者、相談体制立ち上げの経験がある元市町村職員など)を市町村に派遣し、人 材育成や庁内連携構築、各個別相談などへのアドバイスなどを行うことを通して市町村を支援すること

### ● 広域的な調整機能・サポート機能

- ・ 市町村や都道府県をまたぐケースの調整
- ・ ノウハウが蓄積されていないケースに対してスーパーバイズを行うこと(専門家の派遣を含む)

### ● 広域的な人材育成やネットワークづくりの機能

- ・ 市町村職員、市町村社協等を対象とした研修会を開催し、都道府県内外の幅広い関係者に参画してもらい、「学びの場」や「交流の場」を提供すること
- ◎都道府県としてのビジョンを示し、市町村の意欲を醸成、取組を牽引する姿勢
- ◎市町村が包括的な支援体制を構築しやすいよう、悩みに寄り添い、「伴走」する意識

## 都道府県の皆さんの情報交換



## <情報交換>

- 各都道府県で行っている後方支援について情報交換
  - ・福島県、熊本県、栃木県、埼玉県から発表
  - ・質疑応答や、相互の情報交換

# 重層的支援体制整備事業に関する 令和5年度予算概算要求





### 重層的支援体制整備事業

### 多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4~6号)

令和 5 年度概算要求額 37億円 (27億円) ※ () 內は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、 属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 実施市町村の増加を見込みつつ、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を 必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体 制の整備等の必要な取組を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 多機関協働事業

(主な機能)

- │○ 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等 │ │(主な取組内容)
- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人 や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有) モニタリング 等

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

- ○既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等 (主な取組内容)
- ○重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- ○本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- ○家庭訪問、同行支援 等

### 参加支援事業

(主な機能)

- ○既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等(主な取組内容)
- ○本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- ○社会参加に向けた支援メニュー開拓
- ○本人への継続的な支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ等

### 3 実施主体等

実施主体:市町村 補助率:**国1/2、都道府県1/4**、市町村1/4

令和3年度事業実績:属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、

市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和3年度事業実施自治体(42自治体)においては、こうした体制の整備が着実に実施。なお、包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入。

### 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和 5 年度概算要求額 28億円 (28億円) ※ () 内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

○ 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制 の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

○ 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

### (主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

### 3 実施主体等

実施主体:市町村

補助率: 国3/4、市町村1/4

令和3年度事業実績:事業実施自治体においては、各市町村の既存の体制や社会資源を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切に移行にむけた取組を実施していると認識しており、実際に、令和3年度の事業を実施した233自治体のうち、令和4年度には78自治体が本格実施に移行する予定である。